整備基準の改正内容（公共交通機関の施設）

資料５別紙

・**整備基準（改正箇所）**：

今回の改正に関わる内容。専門委員会委員の了承済み

・（参考）マニュアルへの記載を検討する内容例：

これまでの専門委員会で検討した内容のうち、マニュアルへの記載について検討している内容

１ 便所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| (1)　整備基準の構成の変更　①（図１参照）  ・多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを想定した現行整備基準の構成から、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更します。  （解消前） | ―  （解消後） | ・国の改正  ・本市「建築物」整備基準との整合 |
| (2)　整備基準の構成の変更　②  ・現行整備基準の構成は、便所全体に関する整備基準が２つの項目に分かれて規定されているなど、参照すべき条文がわかりにくいため、機能毎に整備基準の構成を組み替えます。  （本市建築物整備基準と同様） | ― | ・運用上の課題  ・本市「建築物」整備基準との整合 |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| (3)　乳幼児連れ用設備  ・乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビーチェア）の設置及び設置場所を新たに基準化します。  ・おむつ交換台は、１以上の便所（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ１以上）における設置を基準化します。  （設置場所は便房内に限定しない規定とします） | ・レイアウト例等を記載します。  ・配慮事項を記載します。  ■記載事項（案）  ・便房外に設置する際のプライバシーへの配慮  ・便房内に設置する際は、便房内に空間を確保 | 運用上の課題 |
| ― | 大きめのシート  ・望ましい整備として記載します。  ■記載項目（案）  利用できる便房の選択肢を増やし、利用者の集中を解消するため、車いす使用者用便房には大きめのシート、男女トイレにはおむつ交換台をそれぞれ設置することが望ましいこと |  |
| (4)　乳幼児連れ用設備の案内表示  ・乳幼児連れ用設備を設けた便所及び便房出入口の案内表示を、新たに基準化します。 | ― | 運用上の課題 |
| (5)　専用水栓  ・現行整備基準では、オストメイト対応設備としての水洗器具の仕様を指定していませんが、専用水栓を１以上設置することを基準化します。 | ― | 本市「建築物」整備基準との整合 |
| (6)　視覚障害者に対する案内（音・点字等による案内）設備  ・視覚障害者にわかるように、便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化します。 | ・マニュアルにどのように記載するか（音（音声）、点字のいずれを推奨するかなど）は、当事者団体のご意見を聞きながら検討します。 | 運用上の課題 |

２　バリアフリールート

２－１　バリアフリールートの整備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| (1)　バリアフリールートに関する整備基準の項目を追加  ・現行整備基準では、バリアフリールートの考え方が個別の整備項目（出入口、通路など）に分散していますが、公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によってバリアフリールートが構成されることがわかるよう、明文化します。 | ・主要なルートをバリアフリー化すること（＝主要なルートとバリアフリールートを一致させること）が原則であることを記載します。 | 運用上の課題 |
| (2)　主要なルートとバリアフリールートが異なる場合の整備基準　①（図２参照）  ・主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化します。 | ・当該整備基準が適用される工事を限定することを記載します。  （バリアフリールートの見直しには、大規模かつ広範囲な工事を伴うため、工事の規模やその内容で対象となる工事を限定）  　■対象工事の例  ・施設の新設  ・バリアフリールートの新設・変更  ・機能の担保について記載します。  （主要なルートとバリアフリールートとで、享受できる利益に差がないようにする必要があることを記載）  凡例  　　　　主要なルート  　　　　バリアフリールート  【図２】主要なルートとバリアフリールートが一致していない駅の例 | 国の改正 |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| (3)　主要なルートとバリアフリールートが異なる場合の整備基準　②  ・事前協議の際、長さの差をできる限り小さくした経路であることを、書面により説明することを基準化します。  （「できる限り」の定義が曖昧で個別性が高く、駅ごとに丁寧に判断する必要があるため、図面等を用いて説明を求めることを基準化） | ― | 国の改正 |
| ― | 緊急時の段差解消  ・緊急時を考慮し、階段を避難する際に段差解消を支援する設備や器具を設置し、人的対応とあわせて緊急時の避難ルートを確保することが望ましい対応であることを記載します。  ・一時的な安全を確保するための避難区画や一時退避スペースを確保することが望ましい整備であることを記載します。 |  |

２－２　バリアフリールートの複数整備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| (1)　線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準　①（原則として全ての駅）（図３参照）  ・線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その各側にそれぞれバリアフリールートを設けることを基準化します。  （対象となる駅は、線路・水路等を挟んだ各側に出入口がある、全ての鉄道駅） | ・当該整備基準が適用される工事を限定することを記載します。  （バリアフリールートの見直しには、大規模かつ広範囲な工事を伴うため、工事の規模やその内容で対象となる工事を限定）  　■対象工事の例  ・施設の新設  ・バリアフリールートの新設・変更  【図３】線路の両側に出入口がある駅の例（改札口１つ、出入口２つ）  凡例  　　　　主要なルート  　　　　バリアフリールート | 国の改正 |
| (2)　線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準　②　（例外規定）  ・鉄道駅の規模、出入口の設置状況や、鉄道駅の利用の状況等を勘案して利便を著しく阻害しない場合は、上記の規定の対象外とすることを基準化します。 | ・例外規定を記載します。  ■以下の要件のいずれかを満たす場合、例外規定が適用  ア 線路が３線以下の規模  イ 利用状況は、１日あたりの乗降人数が10万人未満  ウ 出入口の設置状況が、バリアフリールートを構成する出入口から、線路等を挟んだ各側へ容易に移動できる場合  ・例外規定に該当する場合であっても、地域のニーズがある場合には、複数整備が望ましいことを記載します。 | 国の改正 |

２－３　乗り継ぎルートのバリアフリー化

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| (1)　同一事業者間の乗り継ぎルートのバリアフリー化  ・同一事業者間の乗り継ぎルートの１以上をバリアフリー化することを基準化します。 | ― | 国の改正 |
| (2)　主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準　①  ・主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合には、長さの差をできる限り小さくすることを基準化します。 | ― | 国の改正 |
| (3)　主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準　②  ・長さの差をできる限り小さくした経路であることを、事前協議の際に書面による説明を求めることとします。 | ― | 国の改正 |
| ― | 他事業者間の乗り継ぎルート  ・他事業者間の乗り継ぎルートのバリアフリー化を望ましい整備として記載します。 |  |

３　エレベーター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| 鉄道駅等の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化します。    【図４】エレベーターの大きさを決める際に参照とする表及び「優先マーク」の例  ＜エレベーターの大きさ＞   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 最大定員［人］ | かごの内法  幅［㎝］ | かごの内法  奥行き［㎝］ | 備考 | | 11 | 140 | 135 |  | | 13 | 160 | 135 |  | | 15 | 160 | 150 |  | | 17 | 180 | 150 | Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて標準とされる整備内容 | | 200 | 135 | | 20 | 180 | 170 |  | | 200 | 150 | | 24 | 200 | 175 | Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて推奨とされる整備内容 | | 215 | 160 |   必要に応じて、上記以上の大きさも考慮することとしています。  ＜優先マークの例＞ | ・エレベーターの大きさを決める際に参照とする表及び「優先マーク」の設置推進について記載します。（図４参照） | 国の改正 |
| ― | ・電動車いす使用者が乗降ロビーから転落した事故の事例を掲載します。 | 運用上の課題 |
| ― | ・電動車いすが回転できる広さ（幅180㎝以上、奥行き180㎝以上）を確保することを望ましい整備として記載します。 |
| ― | ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な手段を設けることを記載します。 |

４　案内表示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| 整備基準の項目の表記を「案内標示」から「案内表示」に変更します。 | ― | 本市「建築物」整備基準の表記との  整合 |
| ― | バリアフリールートの明示  ・バリアフリールートをわかりやすく明示することを記載します。 |  |
| ― | 案内表示の共通化・連続化  ・出入口をバリアフリー化した場合には、隣接する施設の設置管理者と協議の上、案内表示の共通化及び連続化を図り、利用者が混乱しないように案内を行うことを記載します。  ・他の事業者や公共交通機関への乗り継ぎルートも同様とします。 |  |
| ― | サイン統一の取組事例  ・他の事業者や公共交通機関の施設とのサイン統一の取組事例を参考として、記載を検討します。 |  |
| ― | 視覚障害者に対する案内（音・点字等による案内）設備  ・施設の構造を音や点字等の方法で示す設備について、マニュアルでどのように記載するか（音（音声）、点字のいずれを推奨するかなど）は、当事者団体のご意見を聞きながら検討します。 |  |
| ― | 緊急時の案内設備  ・視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声・文字表示によって提供できる設備を備えることを、望ましい整備として記載します。 |  |
| ― | 遅延や振替輸送に係る情報の提供  ・遅延に係る情報及び運休に伴う振替輸送に係る情報の提供について記載します。 |  |
| ― | その他の対応  ・ピクトグラムに関するJIS規格（JIS Z8210）を掲載します。 |  |

５　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **整備基準（改正箇所）** | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| ― | 内法線付き誘導用ブロック（図５参照）  ・JIS規格（JIS T9251）の改正により、規格に内法線付き誘導用ブロックが加わりました。内法線付き誘導用ブロックは、既に本市マニュアルで「望ましい整備」として記載していますが、改正後のJIS規格と位置づけを揃えます。  ホーム側  線路側  【図５】内法線付き誘導用ブロック |  |
| ― | エスカレーター前の誘導（図６参照）  ・エスカレーターに誘導する誘導用ブロックを敷設する場合の条件を記載します。（国の改正と同様）  ■条件（案）  ・乗り口方向のみに敷設する。  ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。  ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。    【図６】 |  |
| ― | 誘導用ブロックの敷設方法例示  ・誘導用ブロックの敷設方法の例示を充実させます。  （例）可動式ホーム柵が設置されているホーム縁端部 |  |

６　工事期間中の配慮

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備基準の内容 | （参考）マニュアルへの記載を検討する内容例 | 整備基準改正の主な理由 |
| ― | 工事の内容等の情報提供  ・工事期間中における工事の内容等について、音声情報や文字情報等複数の手段で情報提供することが望ましいことを記載します。 |  |
| ― | 工事期間中に情報提供することが望ましい内容  ・情報提供することが望ましい内容を記載します。  ■内容案  ・工事名称、工事主体、工事箇所、工事期間の目安  ・迂回路、移動等円滑化された迂回路（困難な場合は段差解消手段）  ・トイレを工事する場合、代替となるトイレの位置 |  |